

●香川県告示第78号

私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第14条第2項の規定に基づき、香川県知事を所轄庁とする学校法人が同条第4項の規定により知事に提出する令和7年度以降のその終了した会計年度に係る計算書類（私立学校法第103条第2項に規定する計算書類）及びその附属明細書並びに当該会計年度の翌会計年度の収支予算書に添付する公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査報告について次のとおり定める。

令和7年3月28日

香川県知事 池 田 豊 人

学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の定めるところに従って、会計処理が行われ、計算書類（活動区分資金収支計算書を除く。）及びその附属明細書が作成されているかどうか。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度に係る書類の提出から適用する。
（私立学校振興助成法の規定に基づく監査事項の指定についての廃止）
- 2 私立学校振興助成法の規定に基づく監査事項の指定（昭和53年香川県告示第297号）は、平成27年度の監査報告書を限りとして廃止する。
- 3 私立学校振興助成法の規定に基づく監査事項の指定（平成28年香川県告示第131号）は、令和6年度の監査報告書を限りとして廃止する。